

内部監査の実施状況について  
(令和3年度分)

青森労働局

監査対象官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課・室	令和3年11月1日から11月22日にかけて実施 (総務課は令和3年12月16日に実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない週休日の振替については指摘事項とした。</li> <li>・旅行命令簿における旅行命令取消発令日の記載漏れほかについては指導事項とした。</li> </ul>	<p>指摘事項及び指導事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森労働基準監督署 ほか5署	令和3年11月5日から11月29日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない週休日の振替については指摘事項とした。</li> </ul>	<p>指摘事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>
青森公共職業安定所 ほか8所（出張所1所含む。）	令和3年11月4日から11月30日にかけて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計経理事務に関する事項</li> <li>・管理事務に関する事項</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定められた事務処理方法に準拠していない週休日の振替ほかについては指摘事項とした。</li> </ul>	<p>指摘事項については、局長名により通知し、文書による是正状況及び再発防止策の報告を求めた。</p> <p>また、内部監査の概況を作成し、基本業務の確実な実施と再発防止のための具体的な体制を確立することにより、適正な事務処理の徹底を求めることとする。</p>